

神勞発雇均 0422 第 2 号
令和 4 年 4 月 22 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会会長 殿

神奈川労働局長



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン
の実施に係る周知について(依頼)

日頃から労働行政の円滑な推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川労働局では、県内の大学生等を対象として、多くの新入学生がアルバイトを始める際に、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを展開し、下記の事項を重点的に学生、事業主双方に呼びかけています。

学生アルバイト等の労働に関するトラブル防止のためには、労働関係法令の基礎知識や相談窓口の情報を学生や事業主の皆様幅広く周知する必要があると考えております。

つきましては、貴団体で発行されている会員向け会報誌やホームページがございましたら、別添(原稿例)を参考に記事を掲載いただく等により周知いただけますよう、御協力をお願い申し上げます。

記

- 1 キャンペーン実施期間 令和 4 年 4 月 1 日から 7 月 31 日まで
- 2 重点的に呼びかける事項
 - (1) 労働契約締結の際の学生アルバイトに対する労働条件の明示
 - (2) シフト制労働者の適切な雇用管理
 - (3) 学生アルバイトの労働時間の適正な把握
 - (4) 学生アルバイトへの商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
 - (5) 学生アルバイトの労働契約の不履行に対して、あらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

担当 神奈川労働局 雇用環境・均等部企画課
〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57
電話 045-211-7357

神奈川県労働局雇用環境・均等部からのお知らせ

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しています

厚生労働省では、多くの新入学生がアルバイトを始める4月1日～7月31日の間、全国の大学生等を対象に、アルバイトを始める前に自らの労働条件の確認を促すことなどを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しています。

本年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられたことも踏まえ、学生が労働に関するトラブルに遭うことなく、充実した学生生活が送れるよう、下記の事項を重点的に学生、事業主双方に呼びかけています。

事業主の皆様おかれましては、大学生等をアルバイトで雇うときはご留意いただくようお願いいたします。

なお、本キャンペーンは平成27年度から実施しており、本年度で8回目となります。

記

大学生等を雇用する事業主の皆様へ！

学生アルバイトについても当然ながら、労働基準法を始めとする労働関係法令の適用があります。学生アルバイトを雇用している方やこれから雇用を予定している方は、学生アルバイトの労働条件を確保する上で、次の点にご留意いただくようお願いいたします。

- ◎ 労働契約締結の際の学生アルバイトに対する労働条件の明示
- ◎ シフト制労働者の適切な雇用管理
- ◎ 学生アルバイトの労働時間の適正な把握
- ◎ 学生アルバイトへの商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- ◎ 学生アルバイトの労働契約の不履行等に対して、あらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

詳しくは厚生労働省ホームページ(令和4年3月31日付け報道発表資料)をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24965.html



また、学生アルバイトの雇用についてご不明な点がございましたら、総合労働相談コーナー(TEL 045-211-7358)までご相談、お問合せください。なお、お近くの労働基準監督署内の総合労働相談コーナーでもご相談等をお受けしています。

仕事(アルバイト)のトラブル

こんな事で困っていませんか?

時給が面接で聞いた時の金額と違います



一方的にシフトを変更させられてしまいます



開店の準備や片付けの時間の給料がもらえません



お店が忙しくて休憩がもらえません



売れ残った商品を買収れって言われます



代わりを見つけないとバイトを辞めさせてもらえません



おかしい!!と思ったら、ネットで検索 & 電話で相談

ネットで検索 アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>



電話で相談 総合労働相談コーナー ※4月~7月に若者相談コーナーを設置予定

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



労働条件相談ほっとライン (電話での相談は...)

月~金: 午後5時~午後10時 土・日・祝日: 午前9時~午後9時

は い ! ろ う どう
0120-811-610

8つのテーマに、役立つ情報が満載

「働くこと」と「労働法」 ~大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き~

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daigakumukeshiryoku/index.html>



～就職・アルバイトを始める前に知っておきたい! 労働法クイズ～ ○×クイズ

君は何問正解できるか?

クイズのヒントは『「働くこと」と「労働法」～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～』の
テーマ1～9の中にあります 

アルバイト代関係	①街でアルバイトの募集広告を見ました。このアルバイトの時給は890円で研修中は870円みたいです。このお店がある県の最低賃金は885円ですが、研修中はいろいろ教えてもらうんだから時給が低くてしょうがないと思っています。 ○か×か。	⇒ テーマ5 テーマ1
	②店長に言われて開店の準備や片付けをしていますが、お店と合意した仕事はあくまで「接客」なので、接客以外の業務については、時間も短いし、アルバイト代は払わないことになっていると言われました。でも実際にお店のために働いたんだからアルバイト代はもらえますよね。 ○か×か。	⇒ テーマ5
	③仕事中に誤ってお皿を割ってしまいました。月末のアルバイト代から勝手に弁償金を差し引かれてましたが、お皿を割ってしまった自分が悪いので、しょうがないですよね。 ○か×か。	⇒ テーマ1
	④アルバイトで毎回タイムカードに記録された時間のうち、15分未満が切り捨てられてアルバイト代の計算がされています。短時間でもちゃんと働いていることに違いはないのだから、アルバイト代の計算に入れるべきですよね。 ○か×か。	⇒ テーマ5
	⑤アルバイト先には「遅刻をしたら罰金3,000円」というルールがあります。遅刻をした分のアルバイト代が支払われないのは納得していますが、やっぱり遅刻した自分が悪いので「罰金」も払わなければいけないんですよね。 ○か×か。	⇒ テーマ5
時間関係	⑥週末に1日に7時間働いています。いつも忙しくて、休憩が15分くらいしか取れていません。お店のみんなも忙しくて休憩を取れていないので、私も休憩が取れなくても仕方ないですよね。 ○か×か。	⇒ テーマ5 テーマ2
	⑦お店から急に連絡があり、「来週のシフトを変更します。」と一方的に言われました。採用された時に聞いていたシフトと全然違うのですが、私の都合もあるし、おかしいですよね。 ○か×か。	
退職・解雇関係	⑧余りに忙しくて学校の勉強をする時間がとれなくなってきたので、「来月いっぱいアルバイトを辞めたいです。」とお店に伝えたら、店長から「突然辞めると言い出すのは迷惑だ。代わりの人を見付けるまで辞めさせない。」と言われてしまいました。確かに代わりがないとお店は困るかもしれないので、自分で代わりを見付けてから辞めるしかないですよね。 ○か×か。	⇒ テーマ5 テーマ1
その他	⑨仕事中にけがをしてしまいました。会社からは「キミの不注意が原因なので、治療費は自分で払ってもらいます。健康保険に入ってるでしょ」と言われました。確かに健康保険があるから治療費はそんなに高くないし、自分のミスだから自分で治療費払うしかないですよね。 ○か×か。	⇒ テーマ5 テーマ1

クイズの解説も『「働くこと」と「労働法」』に載っています。



「働くこと」と「労働法」

～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daigakumukeshiryuu/index.html>

【クイズの答え】 ①× ②○ ③× ④○ ⑤× ⑥× ⑦○ ⑧× ⑨×



「アルバイトの労働条件を確かめよう!」
キャラクター「たしかめたん」

学生の皆さんへ

アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント

Point
1

アルバイトを始める前に、
労働条件を確認しましょう！

※希望すればメール等で労働条件通知書をもらうことも可能です。



Point
2

バイト代は、毎月、決められた
日に、全額支払いが原則！



Point
3

アルバイトでも、残業手当
があります！



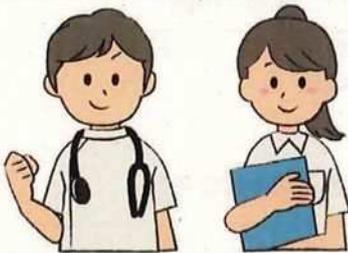
Point
4

アルバイトでも、条件を満た
せば、有給休暇が取れます！



Point
5

アルバイトでも、仕事の中
のけがは労災保険が使えます！



Point
6

アルバイトでも、会社都合
の自由な解雇はできません！



Point
7

困ったときは、総合労働相談
コーナーに相談を！

※事業主の方からのご相談も受け付けております

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ！

はい！ いろいろ
 **0120-811-610**

月～金：午後 5 時～午後 10 時
土・日・祝日：午前 9 時～午後 9 時

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター「たしかめたん」

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくはこちら

ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」



アルバイトを始める際に、会社から労働条件を示してもらいましょう！
また、通知書は大切に保管しましょう！！



労働条件通知書

※シフトの設定（始業・終業の時刻、休日、勤務日など）についても確かめよう。

<p>_____ 殿 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>会社等の名称と所在地 _____</p> <p>使用者の職名と氏名 _____</p>	
契約期間	<p>1 期間の定めなし 期間の定めあり（2～4は「期間の定めあり」の場合に記入）</p> <p>2 契約期間（年 月 日～年 月 日）</p> <p>3 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他（ ）]</p> <p>4 契約の更新は、次により判断する。[契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ）]</p>
就業の場所	
従事する業務	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換、所定時間外労働の有無に関する事項	<p>1 始業・終業の時刻等 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）</p> <p>2 休憩時間（ ）分</p> <p>3 所定時間外労働の有無 （有（1週 時間、1か月 時間、1年 時間）、無（ ） （有の場合でも法定時間を超えて労働させることはありません。）</p> <p>※1 変形労働時間制や交代制の採用の有無（有・無） 有の場合、詳細は別途定める。</p>
休日及び勤務日	<p>1 勤務日：毎週 _____ 曜日、その他（ ） （週毎に勤務日が定められていない場合は）週・月当たり _____ 日、その他（ ）</p> <p>2 1年単位の変形労働時間制の場合一年間 _____ 日</p> <p>3 休日：毎週 _____ 曜日、国民の祝日、その他（ ）</p>
休 暇	<p>1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合 _____ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無） _____ か月経過で _____ 日 時間単位年休（有・無）</p> <p>2 その他の休暇 有給（種類： _____ ）、無給（種類： _____ ）</p>
賃 金	<p>1 基本賃金 イ 月給（ _____ 円）、ロ 日給（ _____ 円） ハ 時間給（ _____ 円）、ニ その他（ _____ 円）</p> <p>2 諸手当の額又は計算方法 （ 手当 _____ 円 / 計算方法： _____ ）</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、所定超（ _____ ）% ロ 休日 法定外休日（ _____ ）% ハ 深夜（ _____ ）%</p> <p>4 賃金締切日（種類： _____ ） - 毎月 _____ 日、（種類： _____ ） - 毎月 _____ 日</p> <p>5 賃金支払日（種類： _____ ） - 毎月 _____ 日、（種類： _____ ） - 毎月 _____ 日</p> <p>6 賃金の支払方法（ _____ ）</p> <p>7 労使協定に基づく賃金支払時の控除（無 , 有（ _____ ））</p> <p>8 昇給（有（時期、金額等 _____ ）、無（ ））</p> <p>9 賞与（有（時期、金額等 _____ ）、無（ ））</p> <p>10 退職金（有（時期、金額等 _____ ）、無（ ））</p>
退職に関する事項	<p>1 自己都合退職の手続（退職する _____ 日以上前に届け出ること）</p> <p>2 解雇の事由及び手続（ _____ ）</p>
その他	<p>1 社会保険の加入状況（厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その（ _____ ））</p> <p>2 雇用保険の適用（有・無）</p> <p>3 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 _____ 担当者職氏名 _____ （連絡先 _____ ）</p>

事業主の皆さんへ

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン中です！！

～重点事項～

Point
1

アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。

Point
2

勤務シフトの設定を適切にしましょう！

Point
3

アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！

Point
4

アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

Point
5

アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時

0120-811-610 土・日・祝日：午前9時～午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」





アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

雇い始めてから、「最初の話と違う」といったトラブルが起こらないように、会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件をしっかりと明示する必要があります。特に次の6項目については必ず書面で明示しなければなりません。なお、労働者が希望した場合には、メール、FAX等（印刷できるもの）による明示も可能です。

- ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
- ② 契約期間の定めがある契約を更新するときのきまり（更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容）
- ④ 勤務時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務のローテーションなど）
- ⑤ バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日）
※バイト代などの賃金は都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回ることではできません。
また、高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- ⑥ 辞めるときのきまり（退職・解雇に関すること）



勤務シフトの設定を適切にしましょう！

本来、学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。

採用時に合意したシフトの変更などの労働契約の内容の変更については、労働契約法第8条により、原則として労働者と使用者の合意が必要であり、使用者が一方的にシフト変更を命じることはできません。



学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります！

アルバイトについて、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。就業を命じられた業務に必要な準備や片付けの時間、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練を受講していた時間も労働時間となります。

また、原則として労働時間の端数は1分でも切り捨てることはできません。

さらに、アルバイトにも残業手当の支払は必要です。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについては厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html



商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。また、アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方的に商品代金を差し引くことは、労働基準法に抵触します。



アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

アルバイトが遅刻や欠勤などによる労働契約の不履行や不法行為に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。

遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合であっても無制限に減給することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下でなくてはなりません。